

平成24年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引

市税務行政につきましては、平素からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。対象となる資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日(1月1日)現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告していただくことになります。

つきましては、この手引及び別添「申告書等の記載方法」を参照いただき、同封の申告用紙等に所要の事項を記載の上、該当資産がない場合でも下記までに申告していただきますようお願いいたします。

なお、既存資産も含め、平成20年度の税制改正により、平成21年度分の申告から改正後の耐用年数を用いることとなりましたのでご注意ください。

申告期限 平成24年1月31日(火)

期限近くなりますと、窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

「鴻巣市ホームページ」より
償却資産申告書記載方法や償却資産種類別明細書記載例を
確認することができます。
また、申告用紙等も出力することもできます。
— 申告書等の提出先及び問い合わせ先 —
〒365-8601 鴻巣市中央1番1号
鴻巣市 総務部 資産税課 家屋担当
電話 048(541)1321(代表) 内線2263・2264・2265

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 申告対象者 | 2 |
| 2 償却資産とは | 2 |
| 3 償却資産の種類 | 2 |
| 4 家屋と償却資産の区分(建物附属設備) | 3 |
| 5 業種別の主な償却資産の内訳 | 4 |
| 6 評価額・税額等の算出方法及び免税点について | 5 |
| 7 非課税資産及び特例資産について | 6 |
| 8 提出していただく書類 | 6 |
| 9 郵送申告される方 | 6 |
| 10 その他 | 7 |
| 11 申告書等の書き方 | 7 |
| (1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳) | 7 |
| (2) 種類別明細書(増加資産・全資産用) | 9 |
| (3) 種類別明細書(減少資産用) | 10 |

1 申告対象者

鴻巣市内で事業をされている方 平成24年1月1日現在、鴻巣市内に事業用の資産を所有している法人又は個人

鴻巣市内に貸付資産のある方 平成24年1月1日現在、貸付けを業として、鴻巣市内に償却資産を貸し付けている法人又は個人

2 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、平成24年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)で、次のようなものが申告の対象になります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休又は未稼働の資産
- ④ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- ⑤ 福利厚生のに供するもの
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑦ 企業の都合により減価償却を行っていない資産
- ⑧ 事業所の帳簿や台帳に記載されていない、いわゆる簿外資産で1月1日現在事業用として供することができる資産
- ⑨ 他の事業所へ貸し付けてある資産(リース資産)

償却資産の対象とならないもの

- ① 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等
- ② 無形固定資産(例:電話加入権、特許権、実用新案権等)

3 償却資産の種類

| 資産種類 | | 内容 |
|------|--------|--|
| 第1種 | 構築物 | 門、塀、構内舗装(駐車場の舗装も含む)、屋外排水溝、煙突、広告塔、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等 |
| | 建物附属設備 | (1) 建物の所有者が施工した建物附属設備は、家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されます。(次ページ参照) (2) 本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても建物の所有者以外の者が施工した場合は、償却資産として取り扱うことができます。 |
| 第2種 | 機械及び装置 | 工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーターポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車)、その他各種産業用機械及び装置 |
| 第3種 | 船舶 | 貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等 |

| | | |
|-----|-----------|--|
| 第4種 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| 第5種 | 車両及び運搬具 | <p>※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は入りません。 フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区分次にあげる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。</p> <p>(1) 自動車の長さが4.70メートルを超えるもの (2) 自動車の幅が1.70メートルを超えるもの (3) 自動車の高さが2.80メートルを超えるもの (4) 最高速度が毎時15キロメートルより速いもの (5) 農耕作業用自動車の場合は大きさの要件がなく、最高速度35キロメートル毎時以上のも</p> |
| 第6種 | 工具・器具及び備品 | 測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫等 |

4 家屋と償却資産の区分(建物附属設備)

建物附属設備等において、税務会計上、建物として一括等で減価償却していても、地方税法上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告してください。

家屋として取り扱うもの…… 家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって「その家屋の効用を高めるもの」

償却資産として取り扱うもの……

- (1) 構造的に家屋と一体となっていないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの等)
- (2) 独立した機械及び装置としての性格が強いもの(変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコン等)
- (3) 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの(動力源である電気設備、ガス設備等)
- (4) 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの(ホテル、百貨店、病院等の厨房設備、洗濯設備等)

固定資産税(償却資産)と法人税・所得税との相違点について

| 項目 | 固定資産税(償却資産) | 法人税・所得税 |
|------------|------------------------------|---|
| 償却の方法 | ※減価率は、法人税等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ | 定額法・定率法の選択制(平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ) 【定率法選択の場合】 ・平成23年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成23年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 |
| 特別償却・割増償却 | 認められない | 認められる |
| 圧縮記帳の制度 | 認められない | 認められる |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却(1/2) | 月割償却 |
| 評価額の最低限度 | 取得価格の100分の5 | 備忘価額(1円)まで |
| 改良費 | 区分評価 | 原則区分評価(一部合算も可) |

5 業種別の主な償却資産の内訳

| 業 種 | 主な償却資産 |
|-----------|--|
| 各種業種共通のもの | 駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、金庫など |
| 事務所 | 応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームエアコンなどの冷暖房設備など |
| 喫茶店・飲食店 | カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、ジュークボックス、放送設備、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機など |
| 理容業・美容業 | 理・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサインなど |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板など |
| 医療・薬局業 | 薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、顕微鏡、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、光学検査機器、歯科診療用ユニット、投影機、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板など |
| 小売業 | ショーウィンドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店舗簡易装備、間仕切り、日よけ、エアコン、看板、ネオンサインなど |
| 食肉・鮮魚販売業 | 冷蔵庫(室)、冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ、レジスターなど |
| 精米業 | 精米機、調質装置、混米機、レジスターなど |
| ガソリン給油業 | ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャンपी、レジスターなど |
| 自動車修理業 | 旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チエンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫など |
| 金属製品組立加工業 | 旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、カッター、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具など |
| 製パン業・製菓業 | 窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装設備など |
| 駐車場事業 | 柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル) など |
| 工場 | 受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など |
| 印刷業 | 各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など |
| 建設業 | ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど |
| ゴルフ練習場 | フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、レジスター、集球設備、駐車場設備など |
| カラオケボックス | カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備など |

6 評価額・税額等の算出方法及び免税点について

(1) 評価額の算出方法

申告していただいた内容(取得年月、取得価額及び耐用年数)に基づき、資産一品ごとに下記の算式により賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

$$\begin{aligned} & \text{前年中に取得した資産の評価額(取得月にかかわらず半年分を償却します。)} \\ & = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{前年前に取得した資産の評価額} \\ & = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) \end{aligned}$$

<計算例(概算)>

①所有する資産は次のとおりと仮定します。

| 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用年数 | 減価率 |
|---------|----------|------------|------|-------|
| ルームエアコン | 平成23年12月 | 350,000円 | 6年 | 0.319 |
| コンクリート敷 | 平成22年9月 | 2,700,000円 | 15年 | 0.142 |

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

②平成24年度の評価額を算出します。

| 資産の名称等 | 平成24年度 評価額 | 合計 |
|---------|--|--|
| ルームエアコン | $350,000 \text{円} \times (1 - 0.319 \times 1/2) = 294,000 \text{円}$ 0.160を用います (H24年度評価額) | 294,000円 +2,152,121円 =2,446,121円 |
| 舗装路面 | $2,700,000 \text{円} \times (1 - 0.142 \times 1/2) = 2,508,300 \text{円}$ (H23年度評価額) | |
| | (前年度評価額)2,508,300円 $\times (1 - 0.142) = 2,152,121 \text{円}$ (H24年度評価額) | |

(2) 課税標準額及び税額

$$\begin{aligned} & \text{課税標準額} \quad \times \quad \text{税率} \quad = \quad \text{税額} \\ & (1,000 \text{円未満切捨て}) \quad \quad (100 \text{分の} 1.4) \quad \quad (100 \text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

鴻巣市内に所有する償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。

課税標準額に固定資産税率(1.4%)を乗じた額が年税額となります。

課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

土地、家屋分の固定資産税の課税がある方は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算して計算するため、端数処理による差が生じることがあります。

(3) 免税点

課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

7 非課税資産及び特例資産について

(1) 非課税資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

8 提出していただく書類

前年中に資産の増減がない場合、申告の対象となる資産がない場合も申告書等の提出が必要です。

※ 申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封くださるようお願いいたします。

(1) 償却資産申告書

(2) 増加用(緑色)の種類別明細書

(3) 減少・訂正用(市役所出力)の種類別明細書

| 申告していただく方 | | 申告書 (1) | 種類別明細書 (2)増加用 | 種類別明細書 (3)減少・訂正用 |
|--------------------|-----------------------------|------------|------------------|---------------------|
| 初めて申告 される方 | 資産所有 | ○ | ○(全資産) | |
| | 資産なし | ○※1 | | |
| 前年度までに 申告されている方 | ① 取得・移動による受入・未 申告資産がある場合 | ○ | ○ | |
| | ② 売却・滅失・移動がある場 合 | ○ | | ○ |
| | 上記①と②がある場合 | ○ | ○ | ○ |
| | 増減なし | ○※2 | | |
| | 廃業・解散・転出された場合 | ○※3 | | ○ |
| | 電算申告をしている方 | ○ | ○(全資産) | ○(減少がある場合) |

※1 備考欄に「該当なし」とお書きください。

※2 備考欄に「増減なし」とお書きください。

※3 備考欄にその旨お書きください。

なお、電子申告により申告をされる場合は、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して申告データをご送信ください。

9 郵送申告される方

申告書を郵便で提出される方で、申告書の控用に受領印を必要とされる場合は、控用申告書と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

(返信用封筒、切手がない場合は返送しませんのでご注意ください。)

10 その他

(1) 不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合、又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条による罰則(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。)

又は、鴻巣市税条例75条の規定による罰則(10万円以下の過料を科する。)を適用されることがありますので、必ず申告してください。

(2) 実地調査等のご協力のお願い

皆様からいただいた固定資産税(償却資産)の申告書などをもとに、地方税法の規定に基づき調査を実施しています。

この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類(固定資産台帳、決算書類及び税務書類等)を拝見させていただき、申告内容との照合・確認などを行うものです。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

(地方税法第353条、354条の2、408条)

11 申告書等の書き方(記載例参照)

(1) 償却資産申告書

- ① 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は複写式になっておりますが、市ホームページに掲載の様式は複写式になっておりません。控えが必要な方は、各自で複写して2部提出してください。
- ② 「償却資産申告書」には、1月1日現在における全ての資産の価額について記載し、「種類別明細書」には平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に増加・減少した資産について記載してください。なお、資産に増減がない場合でも備考欄に「増減なし」と記載の上、必ず申告してください。
- ③ 本年度初めて申告される方につきましては、全資産について申告してください。
- ④ 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載の仕方につきましては、別添「償却資産申告書の記載方法」を参考にしてください。また、修正する箇所がある場合は、赤ペンで二重線を引き、修正する内容を記載してください。

- ※ 所有者コード …… 本市において、管理しているコードを記載しております。本年度初めて申告される場合は記載する必要はありません。
- 1 住 所 …… 住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
 - 2 氏 名 …… 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。また、屋号があれば記載してください。なお、所有者が法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記載し、社判及び代表者印を押印してください。
 - 3 事業種目 …… 事業内容を具体的に記載してください。(例えば「自動車部品製造業」等)2以上の事業を行なう場合には、主たる事業種目を記載してください。また、資本金又は出資金等の金額を記載してください。
 - 4 事業開始年月 …… 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
 - 5 応 答 者 …… この申告に応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

- 6 税 理 士 等 …… 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 7 短 縮 耐 用 年 数 …… 国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行なっている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「承認書」の写しを添付してください。
- 8 増 加 償 却 …… 税務署長に増加償却の届出を行なっている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「届出書」の写しを添付してください。
- 9 非課税該当資産 …… 非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
- 10 課税標準の特例 …… 課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 11 特 別 償 却 ～ …… 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定により圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
- 12 税 務 会 計 上 ～ …… 税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。
- 13 青 色 申 告 …… 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 14 市 内 事 業 所 等
資 産 の 所 在 地 …… 本市における事業所の所在地を記載してください。事業所の所在地が1ヶ所だけでその所在地が「1 住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
- 15 借 用 資 産 …… 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください。
- 16 事 業 所 用 家 屋
の 所 有 区 分 …… 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
- 17 備 考 …… 増加償却の届出書の写し等添付した書類の名称。また、住所、氏名、名称等の異動年月日等、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となる事項を記載してください。
- 18 取 得 価 額 (イ)
(前年前に取得) …… 前年前に取得した資産の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 19 取 得 価 額 (ロ)
(前年中に減少) …… 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 20 取 得 価 額 (ハ)
(前年中に取得) …… 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 21 取 得 価 額 (ニ)
(計) …… (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
- 22 評 価 額 (ホ)
決 定 価 格 (ヘ)
課 税 標 準 額 (ト) …… 記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。

16 摘

要 …… 該当資産について、次のような事項を記載してください。
※非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項(例、法第349条の3第1項)
※増加償却を行っている資産については、その旨の表示
※耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
※前年度申告漏れの資産があった場合は、その旨の表示
※増加事由が「3」企業内移動の場合、移動年月と移動元
※その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書(減少資産用)

本市においては、減少資産の申告用紙(第26号様式別表2)は送付いたしていません。前年までの申告内容を出力した「種類別明細書」を使用し、減少・修正の処理ができるようになっておりますのでご協力をお願いいたします。各欄の記載の仕方につきましては、別添「申告済償却資産に修正が生じた場合の記載例」を参考にしてください。